平成２８年（フ）第１１２号
静岡県浜松市北区都田町6483番地の１
債務者　小出榮津子（旧姓井筒）
１　決定年月日時　平成28年５月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで
５　免責審尋期日　平成28年７月20日午前10時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第４２５号
東京都青梅市千ヶ瀬町６丁目788番地の１ハイホーム青梅311号室
債務者　齋藤　聖一
１　決定年月日時　平成28年５月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
５　免責審尋期日　平成28年７月22日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第３５８３号
東京都板橋区高島平９丁目27―12―404
債務者　野村　有紀（旧姓坂元）
１　決定年月日時　平成28年５月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
５　免責審尋期日　平成28年７月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３５９５号
東京都渋谷区神宮前２丁目20―12―401
債務者　小澤　慈子
１　決定年月日時　平成28年５月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
５　免責審尋期日　平成28年７月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３６１１号
東京都町田市山崎町2130　山崎団地７―28―506
債務者　高橋　美樹（旧姓稲岡）
１　決定年月日時　平成28年５月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
５　免責審尋期日　平成28年７月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１４５号
岡山県赤磐市円光寺70番地６、旧住所熊本県球磨郡あさぎり町上北787番地２
債務者　平川　真記
１　決定年月日時　平成28年５月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
５　免責審尋期日　平成28年８月17日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１６５号
岡山市中区山崎124番地８
債務者　明田　　稔
１　決定年月日時　平成28年５月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
５　免責審尋期日　平成28年８月24日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続終結

平成２７年（フ）第５７９号
最後の住所堺市美原区平尾595―１　特別養護老人ホーム美原荘、住民票上の最後の住所堺市美原区さつき野西３丁目14番地11
破産者　被相続人亡室谷産業こと室谷馨相続財産
１　決定年月日　平成28年５月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１１０号
愛媛県松山市本町４丁目１番地７
破産者　株式会社四国エース商会
１　決定年月日　平成28年５月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１０１０号
東京都府中市緑町３丁目31番地の８エミネンスニノミヤ102
破産者　東　　英則
１　決定年月日　平成28年５月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１０５号
愛知県稲沢市高御堂１丁目９番５号
破産者　株式会社トラベル稲沢
１　決定年月日　平成28年５月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第１５８号
香川県高松市錦町１丁目13番21号
破産者　株式会社大商
１　決定年月日　平成28年５月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第２５６号
宮崎市大字赤江1234番地３
破産者　株式会社亮軽金属
１　決定年月日　平成28年５月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第５６号
山口県周南市政所２丁目５番12号、前住所山口県周南市大字米光379番地の17
破産者　佐田國義一
１　決定年月日　平成28年５月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所周南支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２８年（フ）第３２８号
埼玉県川口市大字東内野356番地の１
破産者　カーサスタイル株式会社
１　破産債権の届出期間　平成28年６月30日まで
２　一般調査期日　平成28年７月19日午前10時
平成28年５月26日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２０９８号
大阪府四條畷市岡山１丁目３番30号　メモリーハイツ103
破産者　垣内　直彦
１　破産債権の届出期間　平成28年６月30日まで
２　一般調査期日　平成28年８月25日午後２時30分
平成28年５月26日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６４号
神戸市須磨区横尾９丁目２番地　４号棟102号、従前の住所神戸市東灘区森北町６丁目７番９号
破産者　熊本　卓爾
１　破産債権の届出期間　平成28年６月30日まで
２　一般調査期日　平成28年８月４日午前10時15分
平成28年５月26日
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２４９号
大阪市鶴見区今津中３丁目７番６号
破産者　東栄株式会社
１　破産債権の届出期間　平成28年７月22日まで
２　一般調査期日　平成28年９月８日午前11時
平成28年５月26日
大阪地方裁判所第６民事部